



交通安全情報

令和3年8月
警視庁交通部

運転免許がない人は 電動キックボードで 公道を走ることはできません!!

※電動キックボード(定格出力0.6キロワット以下の電動式のモーターにより走行するもの)は**原動機付自転車**となります。

運転免許必須!!
ヘルメット必須!!
歩道通行禁止!!

※一部地域では、ヘルメットの着用を任意とするなどの実証実験が行われています。



ナンバー・ライト・ミラー等
つけていますか!?



※役所で交付された
ナンバープレートを
つけましょう。

※道路運送車両の**保安基準**に
適合する必要があります。

保険に入っていますか?



※**自賠責保険(共済)**の
契約をしなければ
なりません。



販売する方へ

電動キックボードを販売する際は、上記について分かりやすくユーザーに説明してください。「運転免許がなくても公道で乗れる」等と**虚偽の宣伝や説明**をすると、**刑事責任**を問われる場合があります。



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!

警視庁
公認サイト

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

